



災害時における電動車両等の支援に関する協定書

半田市

株式会社ホンダカーズ東海

災害時における電動車両等の支援に関する協定

半田市（以下「甲」という。）、株式会社ホンダカーズ東海（以下「乙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、半田市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) 自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、乙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた乙は、貸与することが可能な電動車両等を確認し、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 乙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。
ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、半田市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和8年9月15日

甲 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市
半田市長

乙 愛知県名古屋市昭和区滝川町62番地の1
株式会社ホンダカーズ東海
代表取締役社長

(様式1号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名 株式会社ホンダカーズ東海
代 表 代表取締役社長 様

半田市長

災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり
要請します。

担当者	部 署 氏 名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式2号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

半田市長 様

会社名 株式会社ホンダカーズ東海

代 表 代表取締役社長

災害時における電動車両等の支援に関する協定第4条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

担当者	部 署 氏 名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式3号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

株式会社ホンダカーズ東海

災害時における電動車両等の支援に関する協定第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	部 署 氏 名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位	部 署 氏 名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位	部 署 氏 名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※ 電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい。